

令和3年定例第1回市議会会議録(第5日)

令和3年3月18日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	木村勝幸
副市長	宮寄敬介	財政課長	大坪康春
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	木村加代子
保健福祉部長	松尾博	学校教育課長	藤吉裕治
市民部長 兼市民課長	吉開照修	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧斉	商工観光課長	猿本邦博
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	財政課長補佐 兼財政係長	松尾郁代
総務課長	椛嶋晋治	エネルギー政策課長	古田稔

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 みやま市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例の制定について
- (4) 議案第4号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第6号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第7号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第8号 みやま市公共下水道条例及びみやま市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第9号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第10号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第12号 みやま市道路線の廃止について
- (12) 議案第13号 みやま市道路線の認定について
- (13) 議案第18号 令和3年度みやま市一般会計予算
- (14) 議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (15) 議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (16) 議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (17) 議案第22号 令和3年度みやま市用地特別会計予算
- (18) 議案第23号 令和3年度みやま市上水道事業会計予算
- (19) 議案第24号 令和3年度みやま市下水道事業会計予算
- (20) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、先日の中島議員の一般質問で調査依頼があってございました分について執行部より発言の申し出がありますので、これを許可します。古田エネルギー政策課長どうぞ。

○エネルギー政策課長（古田 稔君）

3月3日の中島議員の一般質問で、受給管理システム選考結果表について指摘された事項につきまして、みやまスマートエネルギー株式会社に問い合わせ、説明を受けましたので、報告します。

選考結果表はみやまスマートエネルギー株式会社の戦略企画部にて取締役会の報告資料として作成されたものであります。

選考結果表の初期投資の項目で3,000千円クエスチョンマークプラスアルファの記載についてですが、提案者が受給管理システムと顧客管理システムを合算して6,000千円と提案があったため、各社との比較のため案分し、3,000千円クエスチョンマークという記載にしております。プラスアルファにつきましては、カスタマイズ費用として正確な金額が不確定なため、同表記としているとのことです。

また、導入実績の項目での80社以上クエスチョンマークの記載につきましても、受給管理システムと顧客管理システムを合わせて提案がなされていたため、クエスチョンマークを入れて記載したものだと伺っております。

以上、報告を終わります。

日程第1 議案第1号

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、日程第1．議案第1号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥藪文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥藪由美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、野田教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成24年度より進めておりましたみやま市史編さん事業が本年度末をもって終了することに伴い、これまで市史編さんに関する調査及び審議をいただいておりますみやま市史編さん委員会を廃止するものです。

なお、完成しました各市史については、本庁及び両支所において継続して販売されるとのことです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2．議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について総務常任

委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日、吉開市民部長、盛田税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、本市の国民健康保険の給付費等によって福岡県が算定した結果通知に基づき国民健康保険税の必要額を課すため、税額の算定に係る税率などを改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3. 議案第3号 みやま市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第3号 みやま市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例の制定について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、甲斐田上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

農業集落排水事業減債基金につきましては、起債による施設設備の際、その債務償還を平準化することを目的として設置しておりますが、今後は農業集落排水事業による新たな整備計画がないことから本条例を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第4. 議案第4号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥蘭文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥蘭由美子君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、松尾保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、令和3年2月3日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、2月13日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものです。

法律改正の主な内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されていた新型コロナウイルス感染症が感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置づけされたものです。これに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給要件の表記に変更が生じるため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第5. 議案第5号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥蘭文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥蘭由美子君）（登壇）

議案第5号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、松尾保健福祉部長、古賀介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、第8期介護保険事業計画期間に当たる来年度からの3か年度における介護保険料率等について定める必要があるため、条例を改正するものです。

改正内容としては、第7期介護保険事業計画に基づき定めていた本年度までの保険料率の額を第8期介護保険計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの期間においても据え置くことから第3条に規定している保険期間を改めるものです。

また、本市における保険料率の算定については、所得段階を10段階に区分していますが、今回、国の基準に基づき第7段階から第9段階までにおける基準所得金額に改定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第6. 議案第6号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第6号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、松尾保健福祉部長、古賀介護支援課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

各種介護サービス事業の運営基準を含めた介護保険制度については、国において社会保障審議会、介護給付費分科会の審議を踏まえ3年に1度定期的な見直しが実施されております。

本議案は、令和3年度に向けて指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の厚生労働省令が改正されることを受けて条例の一部を改めるものです。

具体的には、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための体制整備、研修実施等の措置を講

じること。また、厚生労働省が提供した介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用してサービス提供を適切かつ有効に行うことを事業者の基本方針に追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第7. 議案第7号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第7号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地域の多様な働き方を促進するため、旧山川南部小学校の空き教室を改修し、レンタルオフィスや会議室を整備するに当たりバイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、旧山川南部小学校の校舎を改修したバイオマスセンター、ルフランの研修施設にレンタルオフィスと会議室を追加し、使用料を定めるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第 8、議案第 8 号 みやま市公共下水道条例及びみやま市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第 8 号 みやま市公共下水道条例及びみやま市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、甲斐田上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

下水道使用料及び農業集落排水使用料の算定方法につきましては、現在2か月間を1使用期として汚水排出量の認定を行い、使用料を徴収いたしております。このため、使用期の途中において休止等がなされた場合、使用期当たりの基本使用料等を徴収せざるを得ない状況にありました。

本件は、使用期の定義を廃止し、2か月ごとに徴収する使用料の基本単位を1か月ごとに改めることで、休止された当月のみの基本使用料等を基準に算定できるよう改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市公共下水道条例及びみやま市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第9. 議案第9号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第9号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に、甲斐田上下水道課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件につきましては、浄化槽法の改正により公共浄化槽制度が創設され、新たに公共浄化槽の定義がなされたことから条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第10、議案第10号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第10号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日、北嶋消防長、宮本総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和2年7月に策定されたみやま市消防団組織再編計画に基づき、消防団を将来にわたって維持し、団員が活動しやすい組織づくりや制度の多様化を図るため、消防団員の任用及び処遇等について所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、消防団員の任用要件を緩和するほか、役職ごとに決めていた定数を一括定数へ改め、機能別団員制度を導入することにより入団しやすい環境を構築するものです。

また、活動内容に応じた団員報酬の改定及び団員の安全確保のため、貸与する装備について改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番上津原議員。

○9番（上津原 博君）

1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

新旧対照表で退職の分で、この8条の中で「届け出て」を「願い出て」と替えられた、なぜこれを替えられのかわかるとお伺いしたいと思います。それは審議されたんですかね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

お答えいたします。

今、上津原議員から御質問があった「届け出て」が「願い出て」というところですが、委員会の中では、その点については特に審議はしておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

9番上津原議員。

○9番（上津原 博君）

していないということでもありますけれども、よければなぜこれを「届け出て」から「願い出て」ということに替えられたのか、基本的には消防団はボランティアというふうに私は認識しております。これは、いわゆる届け出のほうがいいんじゃないかなと、願い出るということはお願いですので、私はちょっとそこは合わないんじゃないかなというふうに思いますので、よければこれを作成された執行部のほうに回答ができればお願いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

委員長報告でございますので、委員長に質疑をしていただくということでございますが、消防長いらっしゃいますが、答弁できますか。12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

ちゃんと議会の決まりどおりに進めてください。今は委員長報告ですので、執行部に聞くところではないと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

そうですね、分かりました。ありがとうございます。

吉原委員長、そしたら審議していませんということで、もう一回答弁をしていただいて。

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

再び上津原議員の質問にお答えします。

この点については、委員会のほうでは審議しておりませんので、このとおりで審議していただきたいと思います。お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

9番上津原議員。

○9番（上津原 博君）

審議していないということでありましてけれども、ここの条例の中に改正の分があるということ明記してありますので、できればこういった分についてもきっちりと審議をすべきというふうに思いますので、今後の扱いをお願いしたいというふうに思います。

○議長（荒巻隆伸君）

もう答弁はよろしいですかね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正す

る条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第11 議案第12号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第11、議案第12号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第12号 みやま市道路線の廃止について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものであります。

路線番号1014、浦田・西津留1号線につきましては、県の駐車場整備に伴う市道路線の起点変更のために廃止するものでございます。

次に、路線番号5540、立山前田線につきましては、道路整備に伴い市道路線の終点変更のために廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第12 議案第13号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第12. 議案第13号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第13号 みやま市道路線の認定について産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月15日に富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

開発行為等により宅地造成された道路の寄附を受けたものなど、8つの路線を市道路線として認定するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第13～第19 議案第18号～議案第24号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第13. 議案第18号 令和3年度みやま市一般会計予算から日程第19. 議案第24号 令和3年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本予算審査特別委員会委員長お願いします。

○予算審査特別委員長（宮本五市君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第18号 令和3年度みやま市一般会計予算から議案第24号 令和3年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月2日、8日、9日、16日の4日間、分科会は、3月10日、11日、15日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第18号 令和3年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては、22,653,000千円となっております。前年度と比較して3,076,000千円の増で、率にしてプラス15.7%で、時代の変化に対応できる持続可能な魅力あるまちを目指した過去最大の大型予算となっております。

令和3年度予算のハード事業は、本市の文化芸術、健康活動の拠点となる総合市民セン

ター建設や新ごみ処理施設に係る建設負担金などが最終年度になることから予算が重点的に配分されています。また、保育所等整備事業や統合小学校建設関連事業への着手など、社会資本の整備を推進する予算となっております。

一方、ソフト事業では、定住化対策として結婚新生活支援補助を新たに行うほか、子育て世帯マイホーム取得補助や第2子以降の児童生徒への給食費半額補助制度、また子ども医療費の公費助成と総合的な子育て支援の充実を図るとともに、移住相談体制の充実など定住促進や観光振興に取り組む予算の配分となっております。

続いて、議案第19号から議案第22号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,106,705千円とし、公営企業会計へ移行した3つの特別会計を除き、前年度対比202,552千円の減で、率にして1.8%の減となっております。

続いて、議案第23号 みやま市上水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を548,597千円、支出の事業費用を518,327千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を146,207千円、支出を386,297千円と見込んでおり、収支不足額の240,090千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

続いて、議案第24号 みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を679,955千円、支出の事業費用を668,456千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を594,215千円、支出を719,745千円と見込んでおり、収支不足額の125,530千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和3年度予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、予算執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計について。

国や県の補助事業を取り入れ、事業の財源の確保に努めること。

機械等借上料については、市場価格等を参考にし、適正な執行に努めること。

入札に関しては、設計のチェック機能充実を図ること。

移住・定住については、各種施策が有効に活用されるよう周知徹底し、さらなる定住化促進に努めること。

放課後児童クラブについては、児童の安全の確保や健全育成に重点を置き、一般社団法人との協議を進めること。

新型コロナワクチンについては、国、県、医師会と連携し、接種体制を早急に確立し、スムーズな接種ができるよう努めること。

市が出資する第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社と連携して、太陽光発電システム設置補助金等の地球温暖化防止事業の取組を進めること。

バイオマスセンターの機械設備については、メンテナンス計画を策定し、適正な更新を行うこと。

有害鳥獣駆除対策協議会補助金については適正な執行を行い、効果が出るように引き続き取り組むこと。

6次産業化の取組を積極的に支援すること。

老朽化して危険な空き家については、老朽危険家屋等除却促進補助金を活用しながら所有者と十分協議をし、適正な処理を行うこと。

消防団の再編に当たっては、市民の安全のため、機能別団員を含めた消防団員の確保に努めること。

奨学金給付制度については、今後も引き続き受給対象者拡大を図るようさらなる検討を行うこと。

学校再編については、計画の進捗状況及び今後のタイムスケジュールについて周知を図るとともに、速やかな推進を図ること。

教職員の負担軽減のためにGIGAスクールサポーター、スクールサポートスタッフ等の活用の充実を図ること。

二川小学校の仮設校舎の建設工事及び瀬高小学校の体育館改修工事に際しては、児童並びに地域住民の安全に十分配慮し、進めること。

災害復旧や地元からの工事要望については、関係者と協議しながら対応すること。

次に、国民健康保険事業特別会計について。

国民健康保険税の改正については、市民へ丁寧で分かりやすい周知に努めること。

次に、介護保険事業特別会計について。

介護予防事業については、国や県の補助金を活用し、さらなる予防の充実強化に努めること。

次に、用地特別会計について。

用地の確保が必要な国、県の事業についても、先行取得による円滑な事業の推進を図ること。

次に、上水道事業会計について。

老朽化した水道管の更新を計画的に進めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第18号から議案第24号までの7議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。8番前原武美議員。

○8番（前原武美君）

ちょっと休憩に落としてもらいたいですが、今の報告部分で誤りがありますので、修正方、休憩をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

今、8番前原議会運営委員長より修正ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ちょっと修正という指摘がございますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩後、時間はそんなにかからないですかね。（発言する者あり）では、10時40分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

午前10時24分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

全員おそろいでございますので、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

先ほどの予算審査特別委員会委員長の委員長報告の件ですが、誤読等がございましたけれども、従前どおり議長において訂正することによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願います。

それでは、これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、日程第13. 議案第18号 令和3年度みやま市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和3年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第14. 議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第15. 議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第16. 議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第17. 議案第22号 令和3年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和3年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第18. 議案第23号 令和3年度みやま市上水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和3年度みやま市上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第19. 議案第24号 令和3年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和3年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第20 閉会中の継続調査の申出について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第20. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正は、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第1回定例市議会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 吉 原 政 宏

みやま市議会議員 末 吉 達二郎